# 令和6年分医療費控除の留意点

**医療費控除は 5 年間遡っていつでも確定申告できます。**
**スマホでマイナポータルの e-Tax で申請すると、1 年間分の医療費通知データが更新済で扶養控除申告書の内容が自動転記されていますので、電子申告が非常に便利に行えます。**

## 1. 電子申告による申告手続

① 健康保険組合ホームページ（マイページ）の医療費通知（電子申告用 XML データ）をダウンロードした後、e-Tax へ医療費通知（データ）をアップロードしてください。

e-Tax ⇒ http://www.e-tax.nta.go.jp/kojin.html

② マイナンバーカードをお持ちの方は、以下の**マイナポータル連携の確定申告が非常に便利です。**

マイナポータル ⇒ マイナポータルと連携した所得税確定申告手続｜国税庁

## 2. 書面による申告手続

平成 29 年分確定申告の医療費控除から「医療費の領収書」の代わりに「医療費通知」（原本）の添付が必要となりました。（一部、領収書添付要、３．の①、②、③参照）この場合、当該医療費通知に記載されている医療費については、法令上、領収書を保存する必要はありません。

ただし、健保組合ホームページからダウンロードした医療費通知を印刷したものや、医療費通知のコピーは税務署で原本確認ができないため、書面による確定申告に利用することはできません。

書面による確定申告を行う場合には、健保組合が圧着ハガキで発行した医療費通知の原本を添付してください。（2 月初旬に会社宛て発送予定）

## 3.「医療費通知」に記載していない医療費等がある場合

以下の各ケースでは、「医療費通知」の添付に加えて、別途、領収書等に基づいて「医療費控除の明細書」に追記してください。（この場合、医療費領収書は確定申告期限から 5 年間保存する必要があります。）

①記載されていない 10 月から 12 月までの 3 カ月分の医療費。
（医療費通知は令和 6 年 1 月から 9 月までの医療費明細が記載されています。）

②「保険診療外の医療費」、「市販薬の購入費」、「交通費」等。

③「接骨院等柔道整復療養費」、「はり・きゅう・マッサージ等の療養費」、「治療用装具の療養費」等。

④「公費負担医療」、「自治体単独の医療費助成」等。

⑤「（家族）療養費」、「（家族）出産育児一時金」等。

⑥「高額療養費」、「高額介護合算療養費」、「付加給付」等。

⑦医療費通知に記載されている医療費に未払いや返戻があった場合。

## 4. 医療費通知による医療費控除の適用年度

医療費控除の申告は、過去 5 年分さかのぼって行うことができますが、今般の改正は、平成 29 年分以後の確定申告にしか適用されませんので、平成 28 年分以前の確定申告は、従来通り「医療費の領収書」の添付による医療費控除となります。

## 5. セルフメディケーション税制

### セルフメディケーション税制とは

高齢者の増加に伴い増加の一途をたどる国民医療費の適正化に向けて、医療用から市販薬に移行した成分を含む医薬品（スイッチ OTC 医薬品）を、家族分も含めて 12,000 円/年を超えて購入し、健康診断や予防接種等を受けた所得税・住民税を納めている人に対して、スイッチ OTC 医薬品の年間購入金額のうち 12,000 円を超えた金額（上限 88,000 円）が所得控除の対象となります。

### スイッチ OTC 医薬品とは

処方箋なしで買えなかった医療用薬品が、薬局のカウンター越し（Over The Counter）で買える市販薬に切り替わった医薬品で、これまでに承認された新税制の対象となる商品数は現在 2,916 品目。

**セルフメディケーション税制と医療費控除については、重複適用は受けられません。どちらを選択すれば有利になるかをご自分で試算の上、いずれか一方を申告していただくことになっています。**

**※医療費控除に関する詳細につきましては、あなたが確定申告を行う最寄りの税務署にお問い合わせください。**